

郡山市長 原 正 夫 様

放射線量の低減化対策に関する提言書

平成 24 年 2 月 23 日

郡山市議会議長 大内 嘉 明

昨年3月11日に発生した東日本大震災の爪あとは、1年を経過しようとしている今もなお、色濃く残り、未だ収束の目途が立たない放射線による影響等により、市民は不安な日々を過ごしている。

国及び東京電力株式会社の方針が不透明で、先行きが見えないところであるが、市当局は、「郡山市復興基本方針」、「郡山市ふるさと再生除染計画」を策定した。市民の安全、安心を確保するため、一日も早い復旧、復興を目指し、市民協働による除染など地域一丸となって様々な取組みに努めており、これまでの尽力に対し、心から敬意を表するものである。

市議会としても、東京電力福島第一原子力発電所事故放射能対策特別委員会を発足し、議会に寄せられた市民の声をとりまとめ、放射能対策について協議を重ねてきたところである。

その協議の結果、放射線量の低減化対策について、早急に対応されるよう、次のとおり提言する。

1 放射線量モニタリングマップについて

- ・ 放射線量のモニタリングマップは、より市民にわかりやすいものとし、継続的かつ定期的に更新すること。
- ・ 除染活動を効果的に行うため、道路除染用、土壌除染用など目的別にモニタリングマップを作成するとともに、測定箇所を増やすなど、現在のモニタリングマップの充実を図ること。

2 除染活動について

- ・ 郡山市ふるさと再生除染計画と郡山市線量低減化活動支援事業との整合を図り、より効果的、効率的な除染活動を推進すること。
- ・ 最良の除染方法を導入するとともに、効果的、効率的な除染作業を行うため、専門の民間事業者も活用し、作業を進めること。
- ・ 除染のモデルケースを検証し、市営住宅を含む一般住宅の除染について、できる限り早期に着手し、迅速かつ実効性のある方法で除染を進めること。

- ・ 市民と協働で除染しているところであるが、作業従事者の被曝、除去土壌の拡散がないよう、町内会等で行った除染活動については、市が責任を持って積極的かつ丁寧な指導、検証等を行うこと。

3 実施体制について

- ・ 市民の不安解消のため、原子力災害対策直轄室の増員、行政センターの機能強化など、身近な窓口の強化を図るとともに、迅速かつ多面的に除染活動が行える体制を確保すること。

4 取組みに対する周知について

- ・ 市の取組みについては、市民の不安軽減のため、除染前、除染後など内容がよくわかるよう公表するとともに、ウェブサイトだけでなく、マスメディアを積極的に活用するなど、市民にしっかりと伝わる方法により周知を図ること。

5 仮置場等について

- ・ 町内会等の除染作業により発生した汚泥等の仮置場については、表示をし、市においても安全に保持されているか検証を行うこと。
- ・ 今後本格化する除染作業に対応するため、全市的な仮置場を設置すること。
- ・ 中間貯蔵施設及び最終処分場の問題については、国に対し早急に場所を決定するよう強く要望すること。